

# ドッグラン利用規約



この施設は「ドッグラン・ボランティア」の協力により管理運営されており、

犬の飼い主がマナーやルールを守りながら、飼い犬を運動させたり、遊ばせたりすることのできる施設です。

利用者の皆様は、お互いに譲り合いながら「ドッグラン・ボランティア」の指導のもと、次のルールを守って自らの責任でご利用ください。

- 1 常に飼い主の命令がきける犬以外は、リード(引き綱)を離さないこと。また、首輪は必ず装着すること。  
(他の利用者や犬にひっかかるため、ロングリード・伸縮リードは利用できません。)
- 2 狂犬病予防法に基づく「鑑札」と「注射済票」を必ず犬に着けること。  
(狂犬病予防法では、犬の所有者の義務として、犬の登録と年1回の狂犬病予防接種を受けさせること及び犬の登録の証明となる「鑑札」と予防接種の証明となる「注射済票」を犬に着けておくことが規定されています。)
- 3 発情期のメス犬(生理から1ヶ月間)及び病気の犬は利用できません。
- 4 飼い主は、飼い犬から目を放さず、いつでも速やかに対処できるようにすること。
- 5 飼い主は、飼い犬が他の人や犬に対して、吠え続けたりマウンティングや追い回し、しつこく臭いを嗅ぐ行為などをした際は、速やかにやめさせること。  
(繰り返しトラブルの原因となる犬は利用できない場合があります。)
- 6 ドッグラン内でのトラブル(事故・犬の負傷・死亡・盗難・噛み付きなど)は飼い主同士の責任で解決すること。  
なお、犬が人を噛んだときは、飼い主は保健センター(市内の犬は登録区の保健センター、市外の犬は西保健センター)へ速やかに届け出ること。
- 7 他の利用者に恐怖感を与える闘犬類などの犬種は利用できません。
- 8 ゴミや飼い犬のフンは各自で必ず持ち帰ること。
- 9 ドッグラン内でエサやりや飼い主の飲食、喫煙及び飲酒は行わないこと。
- 10 犬以外のペットは利用できません。犬を連れていない方の入場は、ご遠慮ください。
- 11 小人(中学生以下)の利用は保護者が同伴すること。
- 12 ボール等の遊具は、混雑時に使用しないこと。また、必ず持ち帰ること。  
(ボール等の遊具の使用の際は、犬同士、飼い主同士のトラブルにつながる恐れがありますので周囲にご配慮ください。)



13 営利目的の犬は、利用できません。

14 物販、勧誘行為をしないこと。

15 利用時間は、午前8時から日没までとします。